

感染症の出席停止について

インフルエンザの流行時期に入り吹田市内の小中学校でも感染流行の報告があります。インフルエンザは学校保健安全法で出席停止と決められていますが、その他の感染症は扱いが異なります。また校種(幼稚園や小学校)によっても扱いが変わる場合もありますのでご連絡させていただきます。

●出席停止となる感染症




『インフルエンザ』『コロナ』『百日咳』『麻しん』『風しん』『流行性耳下腺炎(おたふく風邪)』
「水ぼうそう」「咽頭結膜熱(プール熱)」「結核」「髄膜炎菌性髄膜炎」
「腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)」「流行性角結膜炎(はやり目)」「急性出血性結膜炎」

●出席停止にはならない感染症(感染が拡大しない限り)

「溶連菌」「アデノウイルス」「感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルスによるもの)」「RSウイルス」
「マイコプラズマ」「带状疱疹」「手足口病」「ヘルパンギーナ」「伝染性紅斑(リンゴ病)」など

基本的にはクラスでの感染拡大と担当校医による判断がない限りは出席停止にはなりません。しかし、飛沫や接触により感染はするため、症状がある場合は家庭での安静・経過観察、早めの受診をご協力頂いております。未受診の場合や症状によっては、保健室の感染対策も含め早退の対応をさせて頂く場合がございます。医師による、「感染の恐れがなく登校に問題がない」との判断があればお子様も安心して登校できるのではないかと考えます。

●出席停止期間について

	0日目 (発症当日)	発症後、最低5日間は登校不可					6日目	7日目	
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			
〈例1〉 発症2日目に解熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 登校不可	登校可能		
〈例2〉 発症3日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
〈例3〉 発症4日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目		解熱後 2日目	
								解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで登校不可	

インフルエンザ:発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
コロナ:発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日を経過するまで

両方を満たしている必要があるため以下の場合には登校ができませんのでお気を付けください。

①4日目に症状がよくなり熱も無くなった。→しかし5日は経っていない場合

②熱が長引き5日欠席していた。→解熱して2日経っていない場合(コロナは1日)

感染症の防止にはマスクや手洗いに加え、早期受診や家庭での経過観察などのご協力も必要となります。
感染症が流行する時期や学校の状況によっては保健室の感染対策として発熱の有無に関係なく、風邪症状のみでも早退の対応を取らせて頂く場合もございます。予めご了承ください。